

令和6年8月23日

生徒・保護者様

大阪府立西寝屋川高等学校

校長 谷廣 進一

特別警報・暴風警報が発令されている場合の措置について

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、台風10号が日本列島に接近しております。台風が上陸した場合、下記の措置となりますので、あらかじめご確認ください。但しこの措置は、発令されている警報に「すべての特別警報」や「暴風警報（暴風雪警報など、暴風が入っている警報）」が含まれる場合のみ有効です。「大雨警報」や「洪水警報」のみではこの措置とはなりませんのでご注意ください。なお、特別警報が解除された場合でも、暴風警報が発令されている場合は継続して自宅待機となります。特別警報・暴風警報の措置については生徒手帳の20～21ページにも記載されておりますので、あわせてご確認ください。

なお、警報発令後、学校への電話によるお問い合わせは、混乱防止のためご遠慮ください。

記

[判断及び措置]

・通常授業時など考査期間以外

1. 午前7時現在で警報が解除されている場合・・・8時35分始業
2. 午前9時現在で警報が解除されている場合・・・10時40分始業
3. 午前11時現在で警報が解除されている場合・・・13時15分始業
4. 午前11時現在で警報が続行されている場合・・・休業

☆「東部大阪」における特別警報および暴風警報(守口・枚方・八尾・寝屋川・大東・柏原・門真・東大阪・四條畷・交野の内1市にでも出た場合)で判断する

☆暴風警報解除の情報は、NHKニュースによる。

(上記時刻は実際に解除された時刻である。)

[出欠の扱い]

生徒の居住地における暴風警報による欠席・欠課・遅刻は出席扱いとなるので、事後なるべく早い機会に担任に申し出ること。